

海産物の購入を強引に勧める電話に注意！

事例

海産物の事業者から「以前購入してもらった方に案内している」と電話があった。しかし、当該事業者から購入したことは無い。冷凍庫もいっぱいなので結構ですと断ったが、「売れないと倒産する」と強引に勧誘され、「来月に届ける」と言われ一方的に電話を切られた。

事業者名も連絡先も分からないが、もし届いたらどうしたらよいか。(70代)



アドバイス

- 海産物の電話勧誘販売や送り付けのトラブルが発生しています。事業者から「一方的に送る」と告げられて電話を切られるケースや、着信番号を変えて何度も電話をしてくるケースなど、強引な勧誘が見られます。不要である場合には、きっぱりと断りましょう。
- 断ったにもかかわらず、一方的に商品が届いたら受け取りを拒否しましょう。家族が誤って受け取らないように、家族にも伝えておきましょう。
- 事業者からの電話勧誘で契約をしたときは、クーリング・オフができる場合があります。
- 相手の説明に不信感や疑問を抱いたら、消費生活センターに相談しましょう。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター

☎(01654)2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2階

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

